



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社タカラレーベン
代表者名 代表取締役社長 島田 和一
(コード番号 8897 東証第一部)
問合せ先 取締役 執行役員経営企画室長
北川 智哉
(TEL 03-5324-8720)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月24日開催予定の第43期定時株主総会に、下記のとおり、定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業内容の多様化に対応するため、当社定款第2条（目的）に目的事項を追加するものがあります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款第 30 条第 2 項及び第 39 条第 2 項の一部を変更するものであります。なお、当社定款第 30 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日（水）
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日（水）

以 上

(別紙)

変更内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1. ～18. (条文省略)	1. ～18. (現行どおり)
19. 自然エネルギー、その他による発電事業およびその管理・運営、電気の供給・販売ならびにこれら発電事業に関するコンサルタント業務	19. 自然エネルギー、その他による発電事業およびその管理・運営、電気の供給・販売ならびにこれら発電事業に関する <u>発電施設、設備の企画・設計・施工・販売・管理・保守、リース業務、レンタル業務</u> およびコンサルタント業務
20. ～23. (条文省略)	20. ～23. (現行どおり)
第3条 ～第29条 (条文省略)	第3条 ～第29条 (現行どおり)
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第30条 (条文省略)	第30条 (現行どおり)
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第31条 ～第38条 (条文省略)	第31条 ～第38条 (現行どおり)
(監査役の責任免除)	(監査役の責任免除)
第39条 (条文省略)	第39条 (現行どおり)
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第40条 ～第47条 (条文省略)	第40条 ～第47条 (現行どおり)

以 上